

第四章 職員厚生

○蒲郡市幸田町衛生組合被服等貸与

規程

(昭和四十年八月十七日
訓令 第一一七号)

第一条 蒲郡市幸田町衛生組合職員の被服等の貸与については、この訓令の定めるところによる。

第二条 被服等の貸与は、予算の定める範囲内において現品を貸与する。

第三条 貸与被服等の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----|
| 一 事務服 | 二年 |
| 二 作業服 | 一年 |
| 三 作業靴(ゴム長靴) | 一年 |
| 四 雨具 | 二年 |

2 前項の期間中における被服等の補修は、各自弁とする。

第四条 被服の制式は、貸与のつどこれを定める。

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合被服等貸与規程)

D〔蒲郡衛生二二〕

第五条 被服等の貸与を受ける者は、借用証を提出しなければならない。

第六条 被服等の保存期間満了前に退職したときは、現品を返納しなければならない。ただし、保存期間の三分の二以上を経過し、使用に堪えないと認めたときは、この限りでない。

第七条 この訓令の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。